



福岡医発第 3132 号 (地)
令和 3 年 3 月 8 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）
作成支援に関する研修について

新型コロナウイルス感染症対応におきましてはご尽力を賜り、感謝申し上げます。

さて、感染症や自然災害が発生した場合であっても、介護サービスが安定的・継続的に提供されることが重要であることから、介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）の作成を支援するため、厚生労働省において、介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等が示され、本件については、令和 3 年 1 月 4 日付け（福岡医発第 2578 号（地））文書においてご連絡申し上げたところです。

今般、業務継続ガイドライン等を活用し、BCP の作成や見直しに資するよう、介護施設・事業所が、新型コロナウイルス感染症及び自然災害発生時における BC P の重要性や作成のポイントを理解することを目的として研修動画が作成され、厚生労働省ホームページに公開された旨、日本医師会を通じて通知がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

掲載先：厚生労働省ホームページ

（介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

【添付資料】

○ 令和 3 年 2 月 26 日 介護保険最新情報 vol. 926

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 古川哲也
会 長 島田昇二郎

(介 211)
令和 3 年 3 月 3 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公 印 省 略)

介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する
研修について

新型コロナウイルス感染症対応におきましてはご尽力を賜り、感謝申し上げます。

さて、感染症や自然災害が発生した場合であっても、介護サービスが安定的・継続的に提供されることが重要であることから、介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）の作成を支援するため、厚生労働省において、介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等が示され、令和2年12月24日付（介167）文書にてご連絡申し上げたところです。

今般、業務継続ガイドライン等を活用し、BCPの作成や見直しに資するよう、介護施設・事業所が、新型コロナウイルス感染症及び自然災害発生時におけるBCPの重要性や作成のポイントを理解することを目的として研修動画が作成され、厚生労働省ホームページに公開されましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

○厚生労働省ホームページ内掲載URL

（介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

【添付資料】

○令和 3 年 2 月 26 日 介護保険最新情報 vol.926

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御 中

← 厚生労働省 高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課・老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

介護施設・事業所における
業務継続計画（BCP）作成支援に関する
研修について
計2枚（本紙を除く）

Vol.926

令和3年2月26日

厚 生 労 働 省 老 健 局

高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課・老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3971、3979、3989、2174)

FAX : 03-3595-4010

事 務 連 絡
令和3年2月26日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局高 齢 者 支 援 課
認知症施策・地域介護推進課
老 人 保 健 課

介護施設・事業所における
業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修について

介護保険行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

感染症や自然災害が発生した場合であっても、介護サービスが安定的・継続的に提供されることが重要であることから、介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）の作成を支援するため、「介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等について」（令和2年12月14日付厚生労働省老健局高齢者支援課長ほか連名通知）において、BCP作成に向けたポイント等をまとめた、介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等をお示したところです。

今般、業務継続ガイドライン等を活用し、BCPの作成や見直しに資するよう、研修動画を作成し、公開しました。

つきましては、管内の関係団体及び介護事業所等に対して周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市区町村に対する周知をお願いいたします。

記

1. 研修概要

- 目的：介護施設・事業所が、新型コロナウイルス感染症及び自然災害発生時におけるBCPの重要性や作成のポイントを理解すること。
- 対象：施設長、管理者、災害対策や感染症対策を担当する者

○プログラム構成

①BCPとは

【新型コロナウイルス感染症編】

②共通事項

③入所系

④通所系

⑤訪問系

【自然災害編】

⑥共通事項（概要編）

⑦共通事項

⑧通所サービス固有事項

⑨訪問サービス固有事項

⑩居宅介護支援サービス固有事項

2. 利用方法

以下のサイトよりアクセスしてください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kour_eisha/douga_00002.html

3. その他

上記研修サイト内において、研修を受講した方へ向けたアンケートを実施しておりますので、今後の研修の充実等のために、是非ご協力ください。

アンケート実施期間：令和3年3月15日まで

(問合せ先)

厚生労働省老健局老人保健課

T E L : 03-5253-1111 (内線 2174)